

[平成25年第 5回12月定例会—12月13日-04号]

◆35番（松坂知恒議員） おはようございます。

市民連合の松坂知恒です。一般質問を行います。御清聴よろしく願いいたします。

さて、サンフレッチェ広島の優勝、本当におめでとうございます。いろいろありましたが、おかげさまで、みんな熱く燃えることができました。本当にありがとうございました。

質問に入ります。選挙事務についてお聞きします。

昨年の12月には衆議院総選挙、ことしの7月には参議院選挙が実施されました。広島市は政令指定都市のため、開票は各区1カ所の開票所において行われ、各区とも、投票日の21時20分から一斉に始まりました。しかし、得票数の確定時刻は開票所ごとにまちまちでした。7月の参議院比例代表選出議員選挙では、最も早く確定した東区が翌日の午前1時30分でした。最も遅かった安佐南区が午前3時38分で、2時間8分の差がありました。私は、7番目に遅かった南区の開票所を午前0時ごろ見学に参りました。確定時刻は午前2時44分でした。たくさんの職員が従事していましたが、ごく一部の職員しか作業をしておらず、ほかの職員は手持ち無沙汰に床にしゃがんだり、トイレへ出歩いたりという場面が長く見られました。こんな調子ではいつまでたっても終わらないと感じ、午前3時50分まで作業を見て帰宅しました。

南区は、3年前に当たる前は、市内で最も早い午前0時53分に確定していたのに、今回は1時間51分も遅くなり、2番目に遅い区となりました。

開票は正確さと迅速さが求められますが、南区の選挙管理委員会の方針からは、迅速さが抜け落ちたのではないかと思われるほどのスローな開票でした。正確な得票数を一刻一秒でも早く公表することが、職員だけでなく、報道機関、そして、市民全体にとっての利益となります。遅くなれば、市民全体が不利益となることを広島市選挙管理委員会はもっと自覚するべきです。

今のままでは、夜明けに開票が終了したり、作業が終了したりという悲劇を繰り返すこととなります。早急な改善を広島市選挙管理委員会に求めます。

お聞きします。

1、開票が早かった東区と遅かった安佐南区とで2時間8分もの差がつき、東区と南区とでは1時間14分もの差がついています。3年前は早かった南区と遅かった安佐北区とで2時間の差がついています。なぜこのような差が開票所ごとにつくのか教えてください。

2、前回早かった南区が、今回は1時間51分も遅くなり、西区も前回と比べ1時間40分も遅くなりました。同じ開票所なのに、なぜこのように極端に遅くなるのですか、教えてください。

3、各区とも1分でも早く終了させること、そして、終了時刻のばらつきをなくすことが求められます。次回からそのようにすべきと思いますが、どのような方策をとられるの

でしょうか。

期日前投票についてお聞きします。

愛媛県松山市では、期日前投票の投票率を上げるため、いよてつ高島屋やフジグランなどの商業施設の内部を無料で利用し、投票率の向上を図っています。また、ことしは、松山大学構内にも期日前投票所を設け、有権者の利便に貢献しています。

お聞きします。

期日前投票の投票率を上げるため、広島市は、松山市と同じように商業施設の中や大学のキャンパスに期日前投票所を設置する取り組みを開始してはどうでしょうか。また、合意が得られ次第、期日前投票所を開設してはどうでしょうか。

次に、子供施策についてお尋ねします。

まず、保育所の待機児童対策についてお尋ねします。

ことしの12月1日現在、認可保育所全体で2万4993人の子供たちが入園していますが、1,692人の子供たちが入園を待っているとのこと。保護者の中には、仕事があっても働けに出られない方がおられます。さまざまな能力をお持ちの方々が社会に出て活躍できないことは社会にとっての損失です。

保育園の定員はなかなかふやすことはできないので、ことし4月から、各区に保育サービスアドバイザーが1名ずつ配置されました。入園待ちの子供たちへあきのある保育園を紹介するなどしていますが、日が浅いからか、なかなか機能せず、待機児童の解消に力を発揮しているとは思えません。しかし、入園待ちの児童数をゼロにするため、きめ細かい対策を立てて、一人でも多く入園してもらわなければなりません。

お聞きします。

- 1, 保育所の待機児童数は各区に何名ずついるのですか。
- 2, 各区に設置された保育サービスアドバイザーは機能しているのですか。
- 3, 現状において、各区の窓口でとり得る施策があると思います。どんな新しいことに取り組むのでしょうか。
- 4, 待機児童を解消するための施設整備はどのように進んでいく予定なのか教えてください。

次に、児童相談所についてお聞きします。

ことし6月に起きた呉市灰ヶ峰の殺人事件は大変衝撃的でした。16歳の少女が16歳と17歳の男女6名と成人男子1名に殺されるという事件でした。3年前には、大阪市にて、母親から放置・監禁された3歳の女の子と1歳の男の子が、水も食べ物も与えられないまま餓死するという事件がありました。また、ことしの5月も、同じ大阪市内で、今度は、親子が餓死するという事件がありました。3年前のケースは、児童相談所への通報があり、接触を試みたものの、子供に面会できず、死亡するまで有効な手が打てなかったものです。また、餓死した親子は、住民票を移さずに大阪市へ転居したため、連絡が困難となりました。

呉市で殺害された少女や、誰にも相談することができないまま子供を死亡させた大阪市の母親たちへ、誰かが寄り添い、相談に乗ることができていたら、命は助かっていたと残念に思います。その相談をする相手の中には児童相談所があると思います。

お聞きします。

広島市の児童相談所は狭く、十分な機能を発揮できていません。昨年も指摘しましたが、建てかえるべきだと思います。来年度へ向けてどのように展開していくのでしょうか。

広島では16歳の少女が、東京では高校3年生の少女が殺害され、大阪では、きょうだいや親子が餓死するといった悲惨な事件が続いています。対応の難しい事例が多くなっていますが、子供の命を守るため、児童相談所は対応力をどう具体的に向上させていくのでしょうか。

文化行政についてお聞きします。

社会教育施設として、市内には中学校区ごとに公民館があります。ことし11月1日に段原公民館の落成式がありました。立派な建物で、車椅子の方も簡単に入館できる構造となっていました。1階と2階はエレベーターで結ばれ、フロアごとに車椅子使用者等対応トイレ——以後、多目的トイレ——がつくられていました。それぞれのトイレは広さも適切で、きちんとした構造でした。しかし、設計は、残念ながら、2つとも全く同じものでした。

さまざまな障害を持った方が入館されます。100人入館されれば、その障害は100通りあると言っても過言ではありません。

2カ所のトイレがあるのなら、二通りのデザインでトイレをつくるべきではなかったのでしょうか。例えば、左手が不自由な方は左側の手すりやボタン、トイレットペーパーを使うのが難しいため、右側に手すりやボタンのあるトイレをつくるべきではなかったのでしょうか。

お聞きします。

1、広島市公共施設福祉環境整備要綱や基準があります。公民館などを新設する際、障害を持った人たちが来館する場合への設計上の配慮はどのようになっているのでしょうか。

2、例えば、片麻痺の障害には、右片麻痺と、左片麻痺があります。それによって、トイレの手すりも右にあるのが便利な人と、左にあるのが便利な人がおられます。同じ公民館に2つの多目的トイレをつくるのなら、なぜ異なったデザインでつくらなかったのですか。

3、広島市の要綱や基準は細かく規定されていないので、行き届いた設計になっていないと思います。この際、要綱や基準を見直してはいかがでしょうか。

次に、市立中央図書館についてお聞きします。

昭和49年開館当時は、斬新なデザインと広々とした学習室が魅力でしたが、30年以上たち、狭小化と老朽化が目立ち、閲覧室の狭さなどが際立っています。人口115万人を超えた広島市において、市民の旺盛な知的好奇心を満足させているとは言えない図書館とな

りました。

近年、仙台市、福岡市、岡山県などの自治体は、その自治体にふさわしい中央図書館を建設し、市民の学習意欲に応じています。広島市も、新しい図書館建設へ進んでいくべきだと思います。また、図書館に資料の展示や収集といった博物館機能を持たせるなど、従来にない図書館を目指す必要があります。

お尋ねします。

1、一昨年、旧市民球場跡地に図書館を新設すれば、岡山県立図書館のように、年間80万人から100万人の集客が見込まれると提案しました。文化施設も検討の範囲に入っていると聞いていますが、その検討はどうなったのでしょうか。

2、広島市は、政令市にふさわしい斬新な図書館を建設すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、映像文化ライブラリーについてお聞きします。

昭和57年の開館以来、ユニークな映像の図書館として人気を誇っている映像文化ライブラリーを訪れ、先日亡くなった大島渚監督の問題作「絞首刑」を見ました。平日の昼間のため、お客さんもやや少なく、高齢の方がほとんどでした。

ことしの7月1日から、65歳以上は無料から250円の負担となったため、総入場者数は、6月の3,782人から、7月は2,761人と1,021人ほど減少し、以降、8月は2,482人、9月は2,748人、10月は2,820人と、6月以前に比較して約1,000人減少している傾向が続いています。無料だから見に来ていたという人たちが1,000人ほど来なくなったということです。

お聞きします。

1、ライブラリーの存在意義は何ですか。また、誰にどのような映像を見せて、どのような効果が出ることを狙っているんですか。

2、集客数1,000人の減少を取り戻すため、無料鑑賞券を毎月1,000枚、中学、高校、大学、専門学校などの映画サークル、映画好きの皆さんに配布するなど、映像文化ライブラリーの新しいファンの増加へ向け、新しい取り組みを企画されてはいかがでしょう。

平和記念資料館についてお聞きします。

平和記念資料館はリニューアルが予定されています。2020ビジョン、つまり、2020年までに核兵器の廃絶を目指す広島のシンボルとして、国の内外から今まで以上に多くの方々が来館することになると思われます。新しい展示が核兵器廃絶の取り組みを前進させると信じています。だからこそ、新しい展示の方法や内容は重要だと思います。

お聞きします。

1、資料館リニューアルの日程と改装のコンセプトを教えてください。

2、現在展示されている人形を撤去するそうですが、どのような経緯で撤去することになったのでしょうか。

3、人形の展示と実際の被災した資料を比較して、より被爆の実相を伝えているのはど

ちらでしょうか。その理由は何ですか。

4, 議会でも市民の間でも十分な議論や意見交換がなされないまま、市長の考えでリニューアルの内容を一方向的に決めるのは民主的ではありません。民主的に市政を運営するのならば、議会の意見に耳を傾け、公聴会などを開催し、市民の声を聞いてはいかがでしょうか。

市職員の不祥事の防止についてお聞きします。

市職員の不祥事は、飲酒事件やわいせつ事件など枚挙にいとまがありません。課長と部下が、課長の机の横、つまり、みんなの目の前で面接をしています。この環境で人の内面をうかがい知るとか、秘密を語らせるということは不可能と思います。人事当局のアイデアに手詰まり感を感じざるを得ません。

1, 過去5年間の市職員の不祥事の数をごとに教えてください。

2, どのような不祥事があったのでしょうか、教えてください。

3, 50歳代後半の職員で、懲戒解雇処分を受けたことによる定年までの所得額の減少はどれほどになるのでしょうか、お答えください。

4, 退職金を含めた多額の収入を失うことになるにもかかわらず、不祥事がやまない理由は何でしょうか、教えてください。

5, 飲酒運転の再発防止のため、課長と職員とが面接をしています。どのような効果を期待して面接しているのか教えてください。

6, アルコール依存症の疑いのある職員には、医師の診察と治療を受けさせてはどうでしょうか。

7, アルコール依存症の職員を含め、職員と産業医との面談の機会をもっとふやし、職員の健康保持に努めてはいかがでしょうか。

事務・事業見直しについてお聞きします。

ことし11月に中間報告のあった事務・事業の見直し18件ですが、いずれも市長肝いりで、見直しの俎上にのったと言われています。しかし、見直し事項の中には、見直しの案が未熟なため、撤回した事業もあり、十分な検討のもとに提案された事項かどうか、疑問なものが多くあります。

その中の2つが、競輪事業と乳幼児医療費補助事業です。いずれも縮小・廃止することによる利益よりも、失われるもののほうがはるかに大きく、いずれの事業も拡張・発展を図るべきで、そもそも、廃止や縮小を前提とする事務・事業の見直しの中に含めるのは適当ではありません。

お聞きします。

1, 競輪事業は24年度の決算で1億円を超える黒字を計上しています。その要因は何でしょうか。

2, 施行者の収支改善のため、全国的な取り組みが求められていますが、どのようなことに取り組もうとしているのですか。

3, 乳幼児医療費補助については, 政令指定都市の中で助成額は最低レベルであり, 対象児も6歳以下で, 政令市の中で最低であります。他の政令市並みに, 中学3年生までを対象とすべきであります。対象年齢の拡大はしないのでしょうか。

4, 乳幼児医療費補助について, 市は所得制限額を低くして, 事業の対象となる子供の数を減らそうとしています。何名減るのですか。また, 経費は幾ら削減されるのでしょうか。

5, 所得制限額を低くすると, 所得額が400万円から800万円の家庭の負担が大きくなります。子供たちの受診が抑制されることとなります。これでは, 市民の福祉のための事業とは言えないのではないのでしょうか。また, 乳幼児医療費補助の所得制限額の変更は中止するべきと思いますが, いかがでしょうか。

これで質問を終わります。

どうも, 御清聴ありがとうございました。(拍手)

○碓井法明 議長 市長。

[松井一實市長登壇]

◎松井一實 市長 松坂議員の御質問にお答えします。

平和記念資料館のうち, 人形展示の撤去についての御質問がございました。

平和記念資料館の展示更新に際しては, 市民や被爆者等からの意見を踏まえつつ, 有識者や被爆者等から成る検討委員会で, 平成20年度から展示方針や展示内容について検討を行い, 平成22年7月に平和記念資料館展示整備等基本計画を策定しております。

この間, 平成21年11月には基本計画素案について, また, 平成22年7月には基本計画について, それぞれ議会に説明を行っています。この基本計画の中で, 本館の人形を含めたジオラマ模型については, 実物資料の展示を中心としたありのままを伝える展示とするため, 撤去や代替展示が望ましいという取りまとめがなされており, 現在, この取りまとめに基づき, 展示の具体化を図っているところです。

人形を含めた現行の展示を被爆資料等を中心とした展示にリニューアルすることは, 被爆者の遺品などの被爆資料や, 遺体ややけどを負った人たちの写真などの資料を中心とした展示にしていくということであり, これまで以上に, 原爆被害の実相や, 今なお続く放射線被害, 被爆者や遺族の苦しみ, 悲しみを伝えていくことを重視していこうというものです。原爆の非人道性や, 原爆被害の悲惨さを伝える資料, 被害に対する科学的根拠を示しながら, より多く, ありのままに展示していこうということでもあります。

市民の皆さんからはさまざまな御意見をいただいているところですが, まずは, 今後, 展示更新を進めていく過程において, 具体的な展示内容をお示ししながら, 丁寧に説明し, 市民の皆さんの理解を深めていただけるようにしていきたいと考えています。

その他の御質問については, 関係局長から答弁いたします。

○碓井法明 議長 市民局長。

◎及川享 市民局長 平和記念資料館の御質問のうち, リニューアルのスケジ

ユールとコンセプトについてお答えいたします。

平和記念資料館の再整備については、東館の内部改修を今年度から、同じく東館の展示整備を来年度から、それぞれ平成 27 年度まで行います。その後、本館については、耐震化等の建物整備及び展示整備を平成 28 年度から 29 年度に実施し、平成 30 年度にグランドオープンとなる予定でございます。

次に、展示整備のコンセプトとしましては、平成 22 年 7 月に策定した平和記念資料館展示整備等基本計画に掲げているとおり、被爆者が高齢化し、どのように被爆体験を継承していくかが大きな課題となっている中で、原爆の非人道性、原爆被害の甚大さ、凄惨さ、被爆者の遺族の苦しみや悲しみなどをこれまで以上に伝えていくこととしております。

以上でございます。

○碓井法明 議長 選挙管理委員会事務局長

◎岩崎静二 選挙管理委員会事務局長 選挙事務に関する御質問にお答えいたします。

まず、開票作業の時間について、早い区と遅い区があるが、それはなぜかということについてです。

開票に要する時間は、投票総数や候補者数の多寡、開票事務に従事する職員の熟練度など、さまざまな要因により変わってきますが、過去、時間が長くなったケースを検証してみると、投票者の数と開票所で集計した票数が一致せず、その原因究明に時間を要したこと、あるいは、開票事務全体を指揮する職員が事故等で欠けたことなどが主な理由でございました。

次に、前回の参議院選挙と比べた開票の終了時刻が、南区や西区ではなぜ大幅に遅くなったのかということについてです。

本年 7 月の参議院選挙における南区の開票が遅くなった主な原因は、開票全体の流れを熟知した、いわゆる開票事務のかなめとなる職員が急病で欠けたことにより、的確な指示が出せなくなったためです。また、西区の開票が遅くなった主な原因は、従前よりスペースの狭い施設を開票所とせざるを得なかったため、開披や精査の作業ラインを減らさざるを得ず、効率的な開票を行うことができなかったためです。

次に、開票作業を迅速に行うために、今後どのような方策をとるのかという御質問についてです。

開票の迅速化に向けた取り組みのうち、最も重要なのは、開票事務の管理監督者がマニュアルを十分に理解し、事務従事者に的確な指示を出せるようにしておくことであると認識しております。また、開票が大幅に遅くなったような場合には、その原因を分析するとともに、対応策をまとめてマニュアル化し、今後の事務改善に役立てていくという不断の努力も必要であると考えております。

こうしたことから、今後、本委員会としては、開票全体の流れを把握し、指揮できる職員を万々に備えて複数配置するとともに、開票所の各係の班長に、区選挙管理委員会事務局職員を充て、係ごとに一層入念な事務打合会を行うなど、開票に臨む体制をより充実・

次に、待機児童を解消するための対策はどのように進んでいく予定なのかということについてです。

本市では、平成 27 年度当初に、待機児童をゼロにするという目標を掲げ、今年度から、ハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を講じているところであり、保育サービスアドバイザーの配置もその取り組みの一つです。

ハード整備による保育園受入枠の拡大については、今年度前半に、幼稚園の認定こども園化などにより、71 人の定員増を図ったところであり、さらに、保育園の新設や増改築等による 635 人の定員増に着手しています。また、既存の事業や制度を工夫したソフト対策による受入枠の拡大として、定員超過制度の運用改善や一時預かり事業の拡充を実施しています。あわせて、受入枠の拡大を支える保育士確保のため、合同就職説明会の開催などに取り組んでいます。

来年度に向けては、これらの取り組みを継続することに加え、国が示している待機児童解消加速化プランのメニューのうち、本市の実情に照らして有効な取り組みは何か、また、国の仕組みにさらに上乗せして実施すべきものはないかという観点で、新たな取り組みについても検討を行っています。

本市の実情に即した取り組みの充実を図り、平成 27 年度当初の待機児童ゼロを目指してまいります。

続いて、児童相談所についてです。

まず、児童相談所の建てかえについてです。

児童虐待防止対策の中心的役割を担う児童相談所については、相談体制の強化など、ソフト面の取り組みの充実・強化とあわせて、狭隘化、老朽化している施設の建てかえ整備を行う必要があります。

このため、今年度から、児童相談所と同じ建物であるこども療育センターを含め、施設の建てかえ整備に向けた調査・検討を進めています。

現在、他都市調査や現場スタッフからの意見聴取、施設利用者へのアンケート調査の結果などを踏まえて、施設に付加すべき機能や施設規模、用地選定等の整備内容について検討を行っており、できるだけ早期に整備内容の取りまとめを行いたいと考えています。

最後に、児童相談所は対応力をどう具体的に向上させていくのかということについてです。

相談事案に対する児童相談所の対応力を向上させることは、子供の命を守り、健やかな成長を支えていく上で必要不可欠であると考えています。このため、これまでも、児童福祉司の増員を図るとともに、子供の心理状態を把握し、適切な評価を行う心理職や、母子保健の観点から、乳幼児の健康・発育状態の評価を行う保健師を配置し、子供と家族に対し適切な援助を行っています。また、職員の専門性を高めるため、学識経験者を講師とした事例検討を継続的に実施するとともに、経験年数に応じ、基礎研修や児童虐待関係の法令知識や面接技法などの専門研修を実施しています。

さらに、発達障害がある子供への理解、虐待を受けた子供とその家族への援助方法等に関する専門研修への派遣により、新たな援助技術の習得に努めています。

また、本年10月から、県・市の児童相談業務の技術の向上と連携強化を図るため、市児童相談所と県西部こども家庭センターとの人事交流を開始するとともに、11月には、県警と県・市の児童相談所合同で、子供の家庭に立ち入って、安全確認を行うといった実践的訓練を実施しました。引き続き、こうした取り組みを実施してまいります。

以上でございます。

○碓井法明 議長 市民局長。

◎及川享 市民局長 文化行政の御質問のうち、まず、市立中央図書館について、斬新な図書館を建設すべきと思うがどうかについてです。

中央図書館は施設の老朽化が進む中、バリアフリー化への対応や書架の新たな増設、閲覧スペースの拡大が難しい状況にあり、建てかえは大きな課題であると考えています。

近年、建てかえた政令市の図書館には、例えば、福岡市では、開放的でフラットな構造と、多彩な蔵書を開架するための本市の約3倍のスペースの確保や、カフェの併設、川崎市では自動貸出機や予約資料自動受取コーナーの設置、新潟市では検索機能の向上等の特徴がございます。これらは、いずれも利用者の利便性向上に大きく貢献しております。

将来、建てかえる際には、バリアフリー化への対応や、開架・閲覧スペースの拡大等といった課題の解決を図り、全国のすぐれた特徴を備えた図書館も参考にしながら、利便性や市民の学習ニーズに十分に配慮するため、蔵書の多彩さや検索機能の向上など、充実した施設となるよう検討したいと考えております。

次に、映像文化ライブラリーについて、数点の御質問にお答えいたします。

まず、映像文化ライブラリーの存在意義は何か、誰に、どのような映像を見せて、どのような効果が出ることを狙っているのかでございます。

映像文化ライブラリーは、条例で、映像及び音楽に関する作品及び資料を収集し、保存し、その活用を図り、もって文化の向上に寄与することを目的としており、幅広い年齢層に応じたサービスを提供しております。

映画愛好家を初め多くの市民に利用していただくため、具体的には、收藏する作品を活用した話題性のある特集や外国映画、日本の名作映画、アニメーション等の上映のほか、市立大学教員による名作映画の解説講座も行っております。また、視聴覚障害者の方々に字幕と副音声をつけたバリアフリー映画の上映、活弁やピアノ伴奏付きの無声映画の上映等、特色ある取り組みを行っております。

こうした上映会等の実施によりまして、市民が質の高い映像に触れる機会を持つことで、さまざまな感動や楽しさ、心の癒やしが得られるものと考えております。

次に、映像文化ライブラリーの集客数の増加に向けた新しい取り組みについてですが、議員御指摘のように、高齢者の減免の見直しに伴い、7月から65歳以上の高齢者の利用が減少しております。また、近年、レンタルビデオやインターネットの動画配信サービスに

より、自宅で手軽に映画を楽しむことができることから、全体の利用者が伸び悩んでおります。

そうした中、本市としても、若い年齢層のファンを拡大していくことは重要であると認識しており、アニメーション等を上映するファミリーシアターの実施や、地元で映画制作に携わっているアマチュア作家や、市内中学校、高等学校の生徒が制作した映像作品を一室に集めて上映する、ひろしま映像ショーケースの実施などに取り組んでおります。

議員御提案の無料鑑賞券につきましては、現在、映像文化ライブラリーは利用料金制を導入していますことから、今後、御提案の趣旨を含め、どのような方法がとれるか、指定管理者と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○碓井法明 議長 健康福祉局長。

◎糸山隆 健康福祉局長 文化行政のうち、社会教育施設の関連で、1点お答えをいたします。

市の要綱や基準が細かく規定されていないので、行き届いた設計になっていない。要綱や基準を見直してはどうかとの御質問です。

要綱やこれに含まれる基準は、基本的な考え方や共通的な事項を定めるものであり、そこに詳細な具体的事項を全て規定していくことは困難なことから、本市では、基準を具体化するための運用マニュアルを作成し、そこに具体的な設定や細かな留意点を必要に応じ示すようにしております。

御指摘の、車椅子利用者等対応トイレを2カ所以上設置する場合に、左右の異なるタイプを設けるべきではないかということについては、それによって、障害者など利用者の効用がより高まるかなどの観点から検討を行い、異なるタイプを設けるほうが利用者にとって使いやすいなど、よりよいということになれば、そうした取り扱いを運用マニュアルに追加したいと考えております。

以上でございます。

○碓井法明 議長 都市整備局長。

◎西岡誠治 都市整備局長 私からは、中央図書館について、旧市民球場跡地に図書館を新設すれば、岡山県立図書館のような集客が見込まれると提案したが、その後、検討はどうなっているかという点についてお答えいたします。

旧市民球場跡地につきましては、平成23年10月より1年3カ月余りにわたって開催された旧市民球場跡地委員会の議論を踏まえ、本年3月、本市として旧市民球場跡地の活用方を策定いたしました。

この活用方策において、旧市民球場跡地に導入することが望ましい機能を、文化芸術機能と緑地広場機能、さらに、これを補完する機能としたところでございます。

また、この活用方策の中で、図書館については、長期的な取り組みとして、現在ある中央図書館を映像文化ライブラリーやこども図書館などと合築して、中央公園内のいずれか

の場所にその配置を見直し、設置することといたしております。

なお、議員御指摘の岡山県立図書館は、書籍の購入に積極的に取り組むことにより、都道府県立図書館としては、全国一の来館者と貸出冊数を誇っており、本市中央図書館を建てかえる際には、そのソフト面の運用ノウハウを参考にしたいと考えております。

以上です。

○碓井法明 議長 都市整備局指導担当局長。

◎佐名田敬荘 都市整備局指導担当局長 社会教育施設についてのうち、まず、公民館などを新設する場合の、障害を持った人たちへの設計上の配慮についてお答えいたします。

本市の公共施設については、広島市公共施設福祉環境整備要綱に基づき、身体障害者や高齢者などを含めた全ての市民が快適に利用できるよう、公共施設整備基準等に沿って整備を行っております。

御指摘の、公民館などを新設する場合、多目的トイレを例にとりますと、設置場所やブースの広さ、出入り口、設備について、整備基準等に基づき、車椅子利用者等が利用しやすいトイレとなるよう、設計上の配慮を行っております。

次に、公民館に2つの多目的トイレをつくる場合、左右の使い勝手となるよう設計してはどうかについてです。

公民館については、福祉環境整備要綱に基づき整備を行っておりますが、これまでに、施設を管理する関係部局や市民から、右勝手、または左勝手のふぐあいについての御意見や要望をいただいております。このため、これまでの公民館の新設においては左右の使い勝手への配慮はしておらず、御指摘の段原公民館についても同様に、1・2階とも同じ平面配置で設計したものでございます。

しかし、今後、公民館を設計するに当たりましては、利用される身体障害者や高齢者等の多様なニーズに、より一層的確に対応し、多くの市民が快適に利用できるよう、施設を管理する市民局や福祉環境整備要綱を所掌する健康福祉局と十分協議したいと考えております。

以上でございます。

○碓井法明 議長 企画総務局長。

◎竹内功 企画総務局長 職員の不祥事の防止についてお答えいたします。

まず、過去5年間の不祥事の件数でございますけれども、各年ごとにとということでございます。

まず、平成21年度から平成25年度までの5年間におきまして、懲戒処分を行った事案の件数は、教員に対する者を除き、平成21年度が5件、平成22年度が17件、平成23年度が9件、平成24年度が12件、平成25年度は――これは12月6日現在でございますけれども――6件となっております。

また、どのような不祥事なのかという点でございます。

不祥事の内容は、まず、公務上のものとして、市税等の横領のほか、生活保護に係る現

金の預かり等や、授業料減免申請の放置等の不適切な事務処理、公用車による人身事故などでございます。また、公務外のものとしましては、飲酒運転のほか、盗撮等のわいせつ行為、窃盗、傷害、セクシュアルハラスメント、自家用車による人身事故などでございます。

それから、50歳代後半の職員で、懲戒免職になった場合、どれぐらいの所得額の減少になるのかという点でございます。

仮に、57歳で勤続35年、それで、行政職4級の職員が9月末で懲戒免職処分を受けたとした場合、退職手当を含め、定年までの給与の影響額を試算いたしますと約4000万円になります。

それから、大幅な収入の損失があるにもかかわらず、不祥事がなくなる理由は何かという点でございます。

懲戒処分を受けた場合の給与等への影響については、毎年度、全職員を対象として実施している公務員倫理研修のテキストや、今年度作成いたしました飲酒運転防止のためのテキストに掲載し、職員への周知を図っています。

にもかかわらず、不祥事がなくなるのは、職員の法令遵守意識が希薄なことや、公務員としての倫理観が欠けていたことに大きな原因があると考えております。

再発防止のため、課長と職員とが面接をしているけれども、どのような効果を期待しているのかという点でございます。

飲酒運転を防止するために行った個別面談は、職員と上司とが個別に向き合い、飲酒運転の危険性等についての基本認識等を確認するとともに、もし過去に飲酒運転に当たるようなことがあったのであれば、今後、そのようなことをしないためにどのように行動するかなど、職員自身や職場の支援等についての具体的な取り組みを話し合ったものでございます。

この個別面談により、職員の飲酒運転防止意識を高めるとともに、職員各自が過去を振り返った上で、飲酒習慣等の改善に向けた行動を実践することを期待しております。

アルコール依存症の疑いがある職員に診察と治療を受けさせてはどうかという点でございます。

定期健康診断の後、肝機能について再検査を受けた職員に対し、産業医が、肝機能のデータと飲酒の頻度を見て、状況に応じて医療機関での受診を勧めております。

また、所属長から見て、アルコールに依存する傾向が認められる場合は、所属長が服務監理や健康管理の面から飲酒を控えることなどについて指導や助言を行い、それでも改善が認められないときは、所属長が産業医等へ相談することとしております。相談を受けた産業医等は、保健師等と連携して本人の状況を把握の上、必要な保健指導を行い、個々の状況によっては、さらに家族の協力を得ながら、専門の医療機関につなげるようにするなど、丁寧な対応を行うこととしております。

最後ですけれども、アルコール依存症の疑いのある職員も含めて、産業医との面談機会

をふやすべきではないかという点でございます。

現在、毎年行う健康診断の結果から、産業医が特に健康の保持に努める必要があると判断した職員や、月に一度、産業医が行う職場巡視の際に、所属長からの相談を受けた職員を対象に、症例に応じて生活習慣指導や受診勧奨などを行っております。

今後とも、こうした中で、アルコール依存症の疑いがある職員も含め、その症状の的確な把握に努め、必要に応じ、面談回数をふやすなど、職員の健康管理の充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○碓井法明 議長 健康福祉局長。

◎糸山隆 健康福祉局長 事務・事業の見直しのうち、乳幼児医療費補助についてお答えをいたします。

まず、乳幼児医療費補助について、所得制限額を低くして、事業の対象となる子供の数を減らそうとしているが、何名減るのか、また、経費は幾ら軽減されるのかとの御質問についてです。

現時点で、所得制限額をどうするかについては未定ですが、一つの着眼点として、先月の常任委員会提出資料でお示したとおり、ひとり親家庭等医療費補助制度等における所得水準とのバランスを考慮してはどうかと考えています。

仮に、このひとり親家庭等医療費補助の所得制限と同程度の水準とした場合、概算ですが、本年3月末現在の受給者数約6万8000人が約4万人になり、約2万8000人減ると見込まれます。また、その場合の事業費については、現在の約19億円が約11億円になり、約8億円の減額、一般財源ベースでは約5億円の減額になると見込まれます。

なお、仮に、この5億円を財源に補助対象年齢をどこまで拡大できるかについて、通院では、小学生1学年当たりの補助に要する費用が、平均で約1億2000万円であり、入院では、1学年当たりの平均が、小学生は1000万円、中学生は約2000万円であることから、この数字を使って組み合わせてみますと、例えば、通院を小学3年生までとした場合には、入院は中学3年生ぐらいまでということになります。

次に、所得制限の見直しを行って、対象から外れる家庭の負担が大きくなり、子供たちの受診が抑制され、市民の福祉のための事業とは言えないと、所得制限の変更は中止すべきではないかと。一方、政令市で最低レベルにある対象年齢の拡大は速やかに行うべきではないかとの御質問についてです。

乳幼児等医療費補助については、子育て環境を充実させるため、対象年齢を拡大すべきとの要望があり、市として対応を検討していかなければならないと考えています。しかしながら、現行の所得制限、一部負担金制度のままで対象年齢を拡大しようとするれば、財源に制約があることは否めず、対象年齢の拡大と、これらの見直しを一体的に行うかどうかの方向性をお示したところ です。

今回、所得制限を見直してはどうかと提案したのは、公費で医療費の補助を行う所得水

準として、どの程度の水準が妥当かとの観点から、他の福祉医療費補助と比べてみると、給与収入ベースで817万円まで補助の対象となる本制度の所得制度は高く、経済的支援の要否との関連が薄いものとなっていることから、現行制度の対象者のうち、一定の所得水準以上の方は、経済的支援がなくとも負担が可能ではないかと考えたことによるものです。

また、対象年齢をどこまで拡大するかについては、県内他市町等の実施状況とのバランスを考慮しながら、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○碓井法明 議長 経済観光局長。

◎谷本睦志 経済観光局長 事務・事業の見直しについての中で、競輪事業についてお答えいたします。

昨年度、1億3000万円の黒字となっている主な要因は、車券売り上げのうち、県外の他の競輪場における車券売り上げ、いわゆる場外発売分が、一昨年度と比べ5億円近く増加しており、これは、通常であれば、中四国地区の競輪場を中心に場外発売を行います。昨年度は、本市のレース開催日に近畿・九州地区での競輪場でレースが行われなかった日が多くあり、これらの地区においても場外発売が多く行われたという特殊要因があったためです。

また、選手賞金が5200万円減少しております。これは、3,300人の選手数を5年間で1,000人に削減するという競輪界の方針に伴い、昨年1月から、年11回のFⅡレースの1日当たりのレース数が1レース削減となり、また、昨年7月から、年7回のFⅠレースについても1レース削減になったためです。

最後に、全国的な収支改善の取り組みについてですが、選手数の削減の取り組みにより各施行者とも売り上げが低く、開催収支が赤字となっているFⅡレースの開催日数について、昨年度までは、原則、年11回、33日であったものを、本年度からは、年10回、30日に、さらに、来年度からは、年9回、27日に削減することが決まっております。また、新規顧客の獲得による売り上げの増加を図るため、昨年7月、華やかでエンターテインメント性の高い女子選手による競輪、ガールズケイリンを48年ぶりに復活させております。

なお、昨年3月の自転車競技法の改正により、当たり車券に対する払戻金の払い戻し率が、車券売り上げの75%から70%にまで引き下げることが可能になっており、この対応について施行者間で協議しておりますが、車券売り上げの減少につながることを懸念されるため、当面、来年度からの実施は見送られている状況です。

以上でございます。

○碓井法明 議長 35番松坂議員。

◆35番（松坂知恒議員） 再質問をさせていただきます。

まず、多目的トイレのデザインのことなんですけれども、よければ、右、左を別々のをつくるほうが市民の利益になるということであれば、そういうことをマニュアルに載せるという御答弁だったんですが、以前、段原市営住宅で1階に2つの世帯を新しくつくと。

何階建てかですが、新築の市営住宅をつくと。1階は車椅子対応の住宅だと。トイレも、当然、車椅子対応の住宅だということであつて、入居される前に中を見せてもらったんですけども、きちんとトイレもシャワーも右きき用、左きき用とありますが、先ほど、右の使い勝手がいい人用と、左の使い勝手のいい人用に、2つの世帯がそれぞれつくられていたと。それは何年も前です。住宅の人はそれを御存じなのに、今回、公民館をつくる時は、また、そういうことは忘れられたのかよくわかりませんが、もとに戻って、同じデザインで2つつくったと。誰も苦情は言わなかったということなんですが、苦情を言わなかったからというわけではなくて、もうそういうトイレのデザインなんてのは日進月歩で、トイレのウォシュレットの商品とか便器とか、新しいものがどんどんできてきてるわけですよ。

そういうのを改良というか、いいものを使うことによって、今まではなかなか出かけることが難しかったという人が、トイレが使えるんなら行ってみようというふうになつてくるわけですね。そういう発想をやっぴり常に持ち続けていただきたい。言われたからマニュアルを書き直すというんじゃなくて、自分で勉強していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、それが1点。

それから、もう1点は資料館の話なんですけど、市長、御答弁いただいて、これから具体的に展示更新を進めていく過程で、被爆資料を中心とした展示内容、これはこれから具体的に示すと。だから、どういうものが展示されるかということはまだはっきりとはわからないという状況の中で、人形のことだけが殊さらに、それはしないんだというようなことがはっきり御答弁の中に書いてあって、だけど、新しい展示をやってみていただいて、皆さんの理解を求めていきたいという答弁なんです。皆さんの理解を求めていくということになると、あんまり平板な、平べったい、今までとは違って、あんまり訴えるところのないというようなものであれば、それはやはり前のほうがよかったねとか、もう少し工夫をしたほうがいいですねというような声が、当然、市民の間からも湧くでしょうし、議会からも湧くと思うわけですよ。

そういう意見は、意見を言う場、そういう話し合う場、説明をする場でそういう市民や議会が意見を言う場というのは、今後あるのかなのかというのが1点。

説明するだけで、あとは何も聞きませんということなら、他はないということになるわけですけども、意見言ってくれと、取り入れるからということであれば、それはそういう場があるということなんです。そういう場をお持ちになるのかどうかということについて、やはりお聞きしたいと思うし、あんまりよくないものができて、それで、2020ビジョンへ向けてと言っても、あんまり入館者が毎月1,000人も、どっかの施設みたいに減るみたいなことになると、これはリニューアルの効果というのは負の効果だったと言わざるを得ないと。それは仮定の話だから、今は何とでも言えるんだけど、やっぱりつくる以上は、きちっと、やっぱりもうどんどん来館者もふえて、押すな、押すなだと。それで、入ってみたら、非常に勉強になったとか、衝撃を受けたとか、いろんな苦しみ、悲しみもよく

わかったという展示にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

だから、2点ですね、資料館については。説明の場のことと、そういう新しい展示についての考え、どうでしょうか。

来館者がふえるような展示にしてほしいと思うが、そういう展示にされるのかどうかということが2番目の質問です。

○碓井法明 議長 市民局長。

◎及川享 市民局長 まず、平和記念資料館の展示についての御質問でございますが、まず、人形の撤去について、残したほうがいいという意見をお持ちの方の中には、まだ人形にかわる展示を我々のほうで具体的にお示ししておりませんから、ただ、人形が撤去されるだけというふうに思っておられる方がたくさんいらっしゃると思っております。

したがって、先ほど、市長が御答弁申し上げましたように、私どもとしては、今後、展示更新を進めていく中で、要は、人形展示にかわる被爆資料等を中心とした具体的な展示内容を示して、丁寧に説明していくことで市民の理解が得られるものというふうに考えております。

その説明の場でございますが、具体的な展示内容がまとまりましたら、当然、記者会見も行いますし、議会での説明も行って、意見を聞くようにしたいというふうには、それは思っております。

それと、当然、このリニューアルをして、被爆の実相をより多く国内外に伝えていきたいというのが今回のリニューアルの目的でございますから、当然、来館者の増加につながるような形のものを目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○碓井法明 議長 健康福祉局長。

◎糸山隆 健康福祉局長 福祉環境整備の関係の基準のことで再度ございました。

言われたからでなく、自分で考えて見直すべきだということ、そこは確かにごもっともでございます。

基本的に、こういう基準をつくる者、あるいは施設の設計に携わる者、そういう者として、何が利用者にとって最善かというのは考えていく必要があると。

今回のケース、公民館でのケースがございました。例えば、1階と2階に別タイプをつくるときに、別タイプがあって、例えば、車椅子の方が2階へ上がるには、エレベーターを通過するという、そういう意味でのエレベーター利用、移動の不便さとトイレ利用の不便さ、そこが同じ程度であると、余り移動が期待できないということになると、不便さは変わりませんが、やはりトイレが便利なほうが、であれば移動するということになれば、全体として、これは利用者の効用が高まるということですから、そういった視点で、もう少しいろんな関係者の御意見も聞いた上で、きちっと判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

◆35 番（松坂知恒議員） お疲れさまです。

市民連合の松坂です。最初も立ちましたが、最後も私が務めさせていただきます。御清聴よろしく申し上げます。

諮問第 11 号，審査請求に対する裁決について質疑を行います。

本件は，平成 24 年 7 月 13 日，安佐北消防署白木出張所の職員——以後，被処分者——が，勤め帰りに車内で飲酒した後，交通事故を起こして，酒酔い運転の容疑で現行犯逮捕されました。

広島市消防長は，被処分者に対し，懲戒免職処分を行うとともに，退職手当全部不支給処分を行ったものです。これに対して，被処分者は，退職手当全部不支給処分の取り消しを求める審査請求を市長に提起しました。

お聞きします。

1，安佐北署に勤務中の平成 21 年 9 月 4 日，事件の 3 年前ですが，安佐動物公園駐車場で起こした被処分者の飲酒に伴う不適切な行為に対し，上司らは繰り返し指導したが，素直に従わなかったということです。この上司らとは誰ですか。

2，アルコール性肝障害の数値を改ざんし，みずからの飲酒習慣を隠したとありますが，誰が，どうやってこの改ざんや隠蔽を発見したのですか。

3，その後，上司らが，21 年 10 月 26 日から 36 日間，被処分者を入院治療させました。これは安佐動物公園の事件の後ですが，禁酒に努めさせた上，断酒会に入会させた後，中区のクリニックに通院させました。この上司らとは誰ですか。具体的にどんな支援をしたのですか。

4，22 年，翌年 1 月の血液検査で肝機能は正常値を示したそうですが，その後，安佐北署はどのような指導を被処分者にしていたのですか。

5，22 年 4 月，被処分者は安佐北署から白木出張所に異動となりました。この際，安佐北署は，白木出張所の上司に対し，被処分者はアルコール性肝炎の既往があり，禁酒と通院治療の必要があるという引き継ぎはしなかったのでしょうか。

6，22 年 4 月以降，被処分者が中区のクリニックや他の医療機関に通院し，加療を受けているということを上司の中の誰がどうやって確認したのですか。

7，22 年 4 月以降，広島市が採用した産業医が，毎月，安佐北署を職場巡視しています。このとき，安佐北署の副署長や庶務担当主幹が，被処分者がアルコール性肝炎の既往があること，医療機関での通院加療が必要であることなどの情報を産業医に一切提供していません。なぜ安佐北署の幹部は産業医へ情報提供しなかったのですか。

8，23 年 3 月に，被処分者は東日本大震災の救援に派遣されています。この派遣を決定するとき，医師の診察は受けていないそうです。アルコール性肝炎の既往があり，通院治療が必要であったにもかかわらず，大震災の現地へ派遣を決めたのは誰ですか。どういう理由で派遣することを許したのですか。医師の許可はなくてよかったのでしょうか。

9，23 年 4 月に安佐北署の副署長は交代しています。23 年 3 月に副署長の間で引き継ぎ

が行われました。このとき、前任の副署長は、被処分者の件についてファイルを作成しており、口頭でその内容を新しい副署長に説明した上、ファイルの中身を読んでおいてくれと申し送りました。

その後、新任の副署長は、このファイルの内容について忘れてしまい、毎月、隊長に被処分者の検査結果を提出するよう、被処分者を指導することを怠りました。この副署長は、23年4月から24年7月まで被処分者の上司でありましたが、一度も検査データの提出を求めませんでした。申し送られた事項を履行していないわけです。

この副署長の行為は地方公務員として適切なのでしょうか、お答えください。

10、産業医は、労働安全衛生法に基づいて安佐北署の職場巡視を行っています。22年4月から新任の産業医が赴任し、以後、毎月、安佐北署を職場巡視しています。ただし、被処分者の件について相談を受けたり、面接を依頼されたりしたことはありませんでした。安佐北署の副署長や消防局の職員課長は、しばしば産業医と面談することができた立場にもかかわらず、産業医に対し被処分者の情報を伝えていません。これは適切な行為ですか。

最後の質問です。被処分者に対し、21年9月から22年1月ごろまで行われた指導や配慮が、これは禁酒、薬を飲むこと、医師に通うこと、検査の結果を毎月隊長に出すこと、それから、断酒会というのにできれば、木曜日ですが行ってくれという指導、配慮を21年9月から22年の1月ごろまではしてあったんです。それが、22年1月以降も引き続き行われ、22年4月から産業医の被処分者への指導が加わっていれば、このような24年7月の事故はなかったと思われま。

24年7月の事故に至った責任は、ひとえに職員の人事管理と健康管理を怠った消防局にあるのではないのでしょうか、お答えください。

○碓井法明 議長 消防局長。

◎滝澤宏二 消防局長 諮問第11号、審査請求に対する裁決についてに係る御質問に順次お答えをいたします。

まず、平成21年9月4日に、飲酒に伴う不適切な行為に対し、繰り返し指導した上司らとは誰か。上司らとは、副署長、警防司令官、警防副司令官、警防課主幹及び直属の上司の指揮調査隊長です。

次に、数値を改ざんし、誰が、どうやってこの事実を発見したのか。

警防課主幹は、被処分者に対し、平成21年9月の飲酒に伴う不適切な行為以後、飲酒習慣の改善と健康回復のため、安芸区の医療機関を受診させ、検査結果を報告させていました。平成21年10月14日に、被処分者は、安芸区の医療機関とは別の安佐北区の医療機関で受診したところ、アルコール性肝炎の診断を受けました。このため、警防課主幹が、診断内容について担当医師に説明を求めたところ、安芸区の医療機関の検査結果について、被処分者から事前に報告されたものと、安佐北区の医療機関が保有するものとに相違があることが明らかになりました。

そこで、副署長、警防司令官、警防課主幹、3人が被処分者に確認したところ、検査数

値を改ざんして報告したことと、平素から飲酒していることを認めたものでございます。

次に、断酒会に入会させ、中区のクリニックに通院させていたこの上司とは誰か、どんな支援をしたのか。

上司とは副署長でございます。副署長は、断酒会の関係者に連絡をとり、被処分者に同行して面会するとともに、断酒会への入会と禁酒のため入院治療するよう指導を行いました。さらに、退院後は、断酒会に継続して参加すること、カウンセリングを受診すること、禁酒薬及び治療薬を服用すること、月に1回、血液検査を行い、その結果を報告することを被処分者に約束させました。

この約束に基づいて、副署長は、警防司令官に対しては、断酒会に継続して参加させること、カウンセリングを受診させること、禁酒薬の服用について確認することを、また、指揮調査隊長に対しては、検査結果の報告を受け取ることをそれぞれ指示しています。

次に、平成22年1月以後、どのような指導をしていたのか。

平成22年4月から白木出張所へ配置がえとなり、副署長が定期健康診断・人間ドックの結果を確認して、医療機関での受診を指導するとともに、定期的な個別面談を通じて、通院と断酒会への参加を継続して行うよう指導し、直属の上司である白木警防隊長は、これに加えて、当番日に禁酒薬の服用の管理とアルコール臭の確認を行っています。

平成23年4月からは高陽出張所へ配置がえとなり、副署長は、定期的な個別面談を通じて、通院と断酒会への参加、禁酒薬の服用について継続して行うよう指導し、直属の上司である高陽警防隊長は、これに加えて、当番日にアルコール臭の確認を行っています。平成24年4月からは、再度、白木出張所に配置がえとなりましたが、4月1日と6月2日の面談を通じて、23年度と同様の指導を行っております。

次に、平成22年4月に異動となった際、白木出張所の上司に引き継ぎはしなかったのか。

平成22年4月の配置がえに伴い、副署長は、引き続き健康管理を行う必要があると考え、直属の上司である白木警防隊長に、当番日に被処分者のアルコール臭の確認と禁酒薬の服薬の管理をすること、定期健康診断・人間ドックの検査結果を確認し、必要に応じて医療機関での受診を指導するとともに、定期的な個別面談を通じて、通院と断酒会への参加の継続を指導するよう指示しています。

次に、平成22年4月以降、医療機関に通院し、加療を受けているということを、誰がどうやって確認したのか。

副署長や警防隊長が、平成22年度中は、当番日に服薬をしていることと、被処分者との面談により、平成23年度以降は面談で確認をしています。

平成22年4月以降、なぜ安佐北署の幹部は産業医へ情報提供しなかったのか。

平成21年9月の飲酒に伴う不適切な行為後、11月26日の産業医の巡回指導の際に、副署長が、被処分者の職場復帰に備え、今後の対応について相談し、その助言を踏まえて、禁酒の励行、通院の継続、服薬の徹底を図ることとしました。これらの対応により、被処分者の平成22年1月の検査結果の数値が正常値にまで改善されました。

こうしたことから、議員御質問の、平成22年4月以降においては、副署長及び警防隊長による定期的な個別面談を通じて、通院と断酒会に参加していること、禁酒薬を服用していることを被処分者から確認するとともに、当番日にアルコール臭もなく、通常の勤務を行うことに支障もないことなどから、産業医の情報提供は必要ないと考えたものです。

平成23年3月に東日本大震災の現地へ派遣を決めたのは誰か、どういった理由で派遣をすることを許したのか、医師の許可はなくてよかったのか。

被処分者にとっては、平成22年1月に検査結果の数値が改善されて以降も、医療機関への通院と断酒会への参加、禁酒を継続していることや、日ごろの勤務状況から、派遣期間の六日間、現地で宿営地の管理や食事の準備等の後方支援業務の遂行には支障ないと署長が判断しました。

こうした判断のもと、被処分者に派遣について確認したところ、健康状態も含め個々の事情により派遣に耐えられないとの申し出もなかったことから選考したものです。

平成23年4月に交代した副署長は、一度も検査データを提出させていなかった、この行為は適切か。

被処分者の検査結果を提出させていたのは、その数値が悪化していた平成21年度までです。平成22年度からは数値が改善され、面談により断酒会への参加と禁酒の継続を被処分者に確認していることや、通常の勤務には支障がなかったことから、改めて検査結果を提出させる必要はないと判断し、定期健康診断や人間ドックの検査で対応することとしたものです。

安佐北署の署長や副署長、職員課長は、産業医に被処分者の情報を伝えていない、この行為は適切か。

被処分者の定期健康診断の結果から、検査結果の数値は改善されており、面談により断酒会への参加と禁酒を継続していることを被処分者に確認していたことや、通常の勤務には支障がなかったことから、産業医に情報を伝える必要はないと判断したものです。

平成24年7月の事故に至った原因は、ひとえに人事管理を怠った消防局にあるのではないか。

本件は、被処分者が検査結果を改ざんして提出したり、通院や断酒会の継続、禁酒薬の服用について虚偽の報告をするなどにより、上司の指導を避け、飲酒し、事故を起こしたものです。なお、事故後の被処分者の供述により、被処分者は、職場でアルコール臭が気づかれないように、当番日の前日には飲酒しなかったことも判明しました。

当局としては、このような状況のもとでは、本件事故の発生を防ぐことはできなかったものと考えております。

以上でございます。

○碓井法明 議長

35番松坂議員。

◆35番（松坂知恒議員） 時系列を、今、消防局長はかなり、前後ごちゃまぜにして御答弁されてるんですけど、虚偽のデータを本人が出したとか、虚偽の申告をしたというのは、

それは21年9月4日の安佐動物公園の駐車場での事件の後です。その後、当時の安佐北署の副署長、この人は非常に責任感を持って、何とか、酒はもう飲まずな、薬はちゃんと飲め、それから、医者に通え、断酒会にも行け、データもきちんと出させろということを隊長であるとか警防司令官とか副司令官に指示をして、一応、それで何とかが感じがらめにして、本人に酒を飲まさないという状況をつくって、22年、23年の4月というところまで何とか酒を飲まさずに仕事をさせてきたと、そういう状況です。

私が、間違った人事管理、健康管理というのは、そこで副署長がかわりました、23年4月に。引き継ぎがあって、ちゃんと、今、私が述べたことを続けてやってくださいよと、続けてやってくださいよと前の副署長は新しい副署長に言ってるし、ファイルに書いてあるものも渡してるんです。私、そのファイルを見ました、おなじじそのものを見ました。今言ったようなことが書いてありました。

アルコール性肝炎というのは、やっぱり酒を飲めば肝炎悪くなるし、数値も悪くなるし、状態も悪くなるわけですから、飲めば、検査のデータを見さえすれば、肝臓の状態というのはすぐわかるわけですよ。だったら、定期的に毎月、改ざんということがあったら困るけれども、きちんと出せと、指導のもとできちんと出させていけば、医者に通っているということもわかるし、薬も飲んでることがわかるし、お酒も飲んでいないということがわかるわけです。だけど、検査データを出させなければ、ただ口で、いいですか、ただ口で飲んでないとか、薬は飲んどるとか言っても、今、最後におっしゃったけど、改ざんしたんだと、虚偽の証言をしたんだと、だからどうしようもないんだと言ったって、検査のデータを出させていさえすればわかるわけですよ、うそなのか本当なのか。

というふうな医学的な常識が働くわけで、そりゃ消防署の人はそういうことは知らないかもしれないけど、副署長さんは知ってたから、検査のデータを出させるということを一生涯懸命やられた。消防局長さんは、今言ったことがわかるのかわからないのかわかりませんが、産業医の人がいるわけだから、産業医の人が来たんだから、その人に任せろと私は今指摘しました。だけど、それを任せていない。自分たちだけの判断でいいんだと、医学的知識があるのかないのかわからない消防署の幹部だけの判断でいいのだということをやっていた結果がこの結果じゃないですか。結果が別に何も問題なくて、無事に勤めておられるんなら、私は文句言いませんけど、こういうことが起きたんだから、何か間違いが起きたんでしょと言ったら、産業医に言わなかったということと、新しい副署長がその引き継いだことを全く無視して、履行しなかったという2点にあるわけです。

それを消防局長は、何らの反省もないというのは、非常にあなたの考え方自体もおかしい、そういうことを、例えば、広島市の人事当局、市長さんを初め全てそういうことを許すということであれば、それは不祥事くなりませんよ。

もう少しきちんとした人事管理、健康管理、きちっと健康管理する、自分でできないんだったら、いろんな産業医、保健師、上司、同僚、いろんな人に健康管理させるという、できるんならさせてほしい。この時期にちょうど同じようなアルコール性肝炎の人がいた

そうです、安佐北署に。その人は、産業医に報告があったから、産業医が一生懸命、毎月の職場巡視のときにきちんと話をしたりとか、検査のデータをチェックしたりして、定年退職で無事勤められたんだそうです。

そういうふうに、同じようなアルコール性肝炎の人でも、報告がある人となかった人でこんな違いがあるなんて、そりゃ非常に不適切じゃないかと思いますが、消防局長、いかがですか。

○碓井法明 議長 消防局長。

◎滝澤宏二 消防局長 先ほど御答弁申し上げましたように、平成22年度には被処分者の健康状態は改善をしており、個別面談を通じて健康管理、禁酒の継続の確認をすることとなっております。副署長におきまして、面談においてこれらの指導を行っております。また、直属の上司である隊長も、引き続き、アルコール臭の確認を行うなどによって、その状況において対応しているというふうに考えております。

以上でございます。

○碓井法明 議長 35番松坂議員。

◆35番（松坂知恒議員） 今の判断が間違っていたと、アルコール性肝炎というのは、やっぱり肝臓の状態というのはよくなったり悪くなったりがあるわけですから、それは面談だけではわからない部分もあるわけです。面談だけでわかるんだったら、それはかなりの名医だとあがめ奉ってもいいと思うけど、この副署長がとても名医だとは思えない。面談だって、年にたった2回じゃないですか。年に2回の面談で全部を知ろうというのはちょっと無理なんじゃないかと思えますよ。ふだんの声かけといっても、やあ、元気かとか、酒飲んどらんじゃろの、はい、飲んでませんぐらいで終わってるわけですよ。それが健康管理ですか、人事管理ですか。

まあ、この問題は改めてまた追及していくし、消防局も広島市も、やはり職員の健康管理、人事管理、もったきちっとやらないと、いろんなことにやはり、そういう健康が守られない中で仕事をするということほどつらいことはないと思うし、不祥事も当然起こってくるというふうに思います。

終わります。